

令和7年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午前10時から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
農地利用最適化推進委員	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(2人)

農業委員	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅見聡
書記	長嶋昭浩
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日は9番の八木原委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回農業委員会を開会いたします。

なお、中光敏農地利用最適化推進委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

7番、大野雅弘委員、8番、長島成子委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここでお諮りいたします。日程第3、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件のうち、番号1と番号2につきましては、関連がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第12号番号1と番号2を議題といたします。

議案第12号番号1及び番号2について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、議案第12号番号1について説明いたします。

議案第12号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は2,584平方メートルです。

譲受人は所沢市在住の方で、譲渡人は坂戸市在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校から南東に約250メートルのところが申請地になります。

次に、議案第12号番号2について説明いたします。議案第12号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は956平方メートルです。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は坂戸市在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校から南東に約250メートルのところが申請地になります。

これらの農地につきまして所有権の移転を行い、農地として適切に管理をしていきたいとの申請であります。

申請に至る経緯を説明いたします。申請地は、数年にわたり申請地周辺に居住する譲受人の父が譲渡人に代わって保全管理を行っていた土地であります。譲渡人は住まいが遠方であるため、今後も管理していくことができないということから、売買の相談がありました。保全管理をしていた方の長女及び次女の婚約者に所有権を移転し、家族で耕作を行ってきたいとのことです。

番号1の譲受人は、申請地に隣接する空き家を建て替えて居住する予定であり、柿、栗等の果樹類や野菜類を栽培する予定であります。

番号2の譲受人は、申請地から徒歩で10分ほどの場所に住んでおり、葉物野菜や芋類を中心に食用花、果物類等を栽培予定であります。どちらの申請書にも作物の栽培予定の図を添付していただいております。また、申請書の別添1、一般申請記載事項の4の農地法第3条2項第4号関係に記載があります農作業に従事する者は、親族関係に当たる者として、互いに農作業を補助する予定であると伺っております。

審議内容の要点を説明いたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件としまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目

的で農地を取得した後に違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件としまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

最後に、農地法第3条第2項第6号地域調和要件としまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局としましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、議案第12号番号1について担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第12号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

6月18日午後3時頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から南東に約250メートル付近になります。

申請地は、数年間耕作されておらず、保全管理されておりました。この農地について所有権を移転し、柿や栗、野菜類を栽培する旨の申請でございます。

事務局の説明にもありましたとおり、申請者は所沢市在住ですが、移住の意志があり、耕作に従事する者も十分にいると思われるため、条件は満たしているかと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第12号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月18日午後3時頃、町田推進委員と

現地確認を行いました。申請地につきましては、保全管理がされてきた土地であり、これまで管理してきた方とその家族も耕作に従事することから、農地の全部効率利用条件については、問題はないかと思われます。

また、事務局の説明のとおり、その他の要件も満たしていると判断できますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、続いて議案第12号番号2について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第12号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

6月18日午後3時、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校から南東に約250メートル付近になります。

申請地は、申請人の父が保全管理しており、現在も一部分で野菜類が栽培されています。この農地について所有権を移転し、果樹類、野菜類を栽培するための申請でございます。

事務局の説明にもありましたとおり、申請者は横瀬町在住で、申請地から徒歩10分圏内に住んでおり、家族の協力も得られることから、条件は満たしているかと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいたします。

長島委員 補助委員の長島です。上程されました議案第12号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、6月18日午後3時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。譲受人は申請地から徒歩圏内に居住しており、申請地周辺に住む家族の協力が得られる点からも、農作業への常時従事要件は満たしているかと思われます。また、事務局の説明のとおり、その他の要件も満たしていると判断できますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
- 以上で担当委員の所見を終了いたします。
- 続いて、質疑に移ります。何かご質問ございますでしょうか。質問はありませんか。
- 〔「なし」〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- それでは、お諮りいたします。上程中の議案第12号番号1及び番号2につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 〔挙手全員〕
- 議 長 全員賛成です。
- よって、議案第12号番号1及び番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。
- ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。
- 会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」〕
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、そのように処理をさせていただきます。
- 本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時15分)